

地域公共交通の導入に関する取扱いについて基本的な考え方（案）

交通不便地域の解消など従来、要望によってコミュニティバスやコミュニティワゴンの導入を検討し、運行実施を図ってきた。しかしながら、コミュニティワゴン試行運行では、道路の整備状況や安全面、採算性などから計画時の予想と実際の利用状況に差があり、事業の継続が難しくなっている。

このことから導入に関して事前の検討を十分行うことが重要であり、要望についての取り扱いや現状分析、課題の抽出、導入目的・必要性、効果、採算性などを明確にした後に事業計画を作成する必要がある。そのための留意すべき事項を以下のようにまとめたものである。

1. 要望に対しての基本的な流れ

（要望等の見直しが必要）

- ①**要望等**→②**基本条件の調査・整理**→③**実現可能性の判定**→④**要望者へフィードバック**
↓（可能の場合）
⑤**需要調査**→（要望等の見直しが必要）④へ
↓（可能の場合）
⑥**事業計画の作成**→⑦**試行運行**→⑧**本格運行**

【要望を受理するに当たっての留意点】

- ・ 要望が地域の総意による要望なのか。
- ・ 要望がどのような背景で提出されたのか精査（移動に制約がある人が中心なのか、交通不便地域のためなのかなど）
- ・ 交通不便地域になっている場合は、なぜそうなのかその理由を説明・理解してもらう。（車両制限令などの理由も含めて）
- ・ 既存の公共交通手段を活用するための検討及び運行事業者への提案
- ・ 乗合交通の導入が難しい場合は、福祉交通での対応が可能かどうか検討
- ・ 道路状況がよくない場合は、拡幅などが可能か検討
- ・ 地域の助け合いによる交通手段実施の可能性もあわせて検討（互助、共助）

2. 基本条件の調査・整理

（1）潜在的需要

- ①人口密度
- ②想定される停留所圏域内人口
- ③自家用車保有率、世帯当たり保有数、免許保有率

(2) 道路状況

- ①都市計画道路整備状況（歩道整備状況）
- ②道路整備計画の有無の確認（都市計画道路整備だけでなく現道拡幅も含む）
- ③道路整備状況（改良済区間＝センターラインがある道路）
- ④車両制限令クリア区間（車両幅員 2.5m、2.3m、2.08m、1.88m、1.69m）
- ⑤停留所設置可能箇所有無

(3) 福祉的配慮

- ①高齢者数、しょうがいしゃ数、子育て世帯数

(4) その他

- ①要望の背景（緊急度、要望が出された背景（例：高齢化による歩行能力の低下）、外出の目的）
- ②坂道の有無／傾斜
- ③鉄道駅・バス停からの距離（途中の坂道の有無も勘案）
- ④今の移動手段は何か
- ⑤移動の対価はどのくらいまで許容できるか
- ⑥運行事業者との調整

3. 実施可能の判断基準

(1) 道路状況と車両サイズから考えた導入可能性

- ①路線バス（車両幅員 2.5m、2.3m）導入可能性 有／無
- ②ミニバス（車両幅員 2.08m）導入可能性 有／無
- ③乗合タクシー（車両幅員 1.88m、1.69m）導入可能性 有／無

(2) 収支から考えた導入可能性

- ①黒字が見込める。将来的に黒字に転じる可能性がある。
- ②黒字は見込めないが収支率 50%以上は見込める。
- ③収支は重視しない（福祉的交通）。

(3) 利用状況から考えた導入可能性

- ①乗合交通の場合は、一便（片道）最低 3 人程度の利用が見込めるか。

(4) 暮らしを支える緊急度からの導入可能性

- ①移動手段が全く存在しない。
- ②地域の助け合いが期待できる。
- ③タクシー等で代替できる。

4. 需要調査

- ① アンケート調査の実施
- ② 関係機関との調整
- ③ 収支試算
- ④ 事業計画素案作成